

官報

号外 昭和四十五年三月十日

第六十三回 衆議院會議録 第八号

昭和四十五年三月十日(火曜日)

昭和四十五年三月十日
午後二時 本会議

○本日の會議に付した案件

農地法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑
福田大蔵大臣の昭和四十三年度決算の概要についての発言及び質疑

午後二時五分開議
議長(船田中君) これより會議を開きます。

農地法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

議長(船田中君) 内閣提出、農地法の一部を改正する法律案、及び農業協同組合法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。農林大臣倉石忠雄君。

(國務大臣倉石忠雄君登壇)

○國務大臣(倉石忠雄君) 農地法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

戦後の農地改革により自作農が創設され、これによってわが国の農業生産力は画期的な発展を遂げ、農業者の経済的地位の向上をもたらしただのみならず、戦後における日本経済の復興と繁栄に寄与したことは申し上げるまでもありません。現行農地法は、このような農地改革の成果を維持するという使命をになつてきたものであります。

しかしながら、わが国の農業の現状は、いまだ経営規模が零細であり、このため、生産性の向上をはかるにもおのずから限界があることを否定し得ません。したがって、農政の基本目標を實現するためには、農業を取り巻く諸情勢の進展に対応して、生産、価格、流通、構造に関する各般

の施策を総合的に推進する必要がありますことはもろんであります。とりわけ、農地がより生産性の高い経営によって効率的に利用されるようその流動化を促進し、農業構造の改善をはかることが肝要であります。政府といたしましては、このような観点から農地法の改正をいたすこととした次第であります。

なお、この法律案は、前国会に提出し、審議未了となりましたものと同じ内容のものであります。次に、この法律案の主要な内容について御説明申し上げます。

第一は、以上述べました趣旨に基づき、農地法の目的に「土地の農業上の効率的な利用を図ることを追加すること」であります。

第二は、農地等の権利移動の制限の改正であります。近年における農業技術の進歩、兼業化の進行に照応して、上限面積の制限の廃止と下限面積制限の引き上げを行なうこととし、また、国が売却渡した農地につきましては、売却後十年を経過したものは貸し付けることができることとし、さらに農地保有合理化促進事業を行なう非営利法人が農地の権利を取得することができることとしております。

第三は、集団的生産組織の育成と土地の効率的利用に資するため、農業生産法人の要件を実情に即して緩和するとともに、農業協同組合が委託を受けて農業経営を行なう場合には、農地の権利の取得を認めることとしております。

第四は、小作地の所有制限についてであります。農地保有合理化促進事業を行なう非営利法人に貸し付けられている小作地等につきましては、その所有制限をしないこととするほか、農業をやめて住所を他へ移した場合には、在村の場合と同じ面積まで小作地の所有を認めることとしております。第五は、農地を貸しやすくするため農地等の賃借の規制を緩和することとし、合意により解約

する場合及び十年以上の期間の定めのある契約等についてその更新をしない場合には許可を要しないこととしております。

また、小作料の統制につきましては、農業者の地位が向上し、雇用の機会が増大した現在では、戦前のような高率の小作料が発生する余地は一般的にはないものと判断されますので、これを廃止することとしております。しかし、現に存する小作地につきましては、十年をこえない範囲内においてなお小作料の統制を続けることといたしております。

第六は、草地利用権設定制度の新設であります。これは、飼料の生産基盤の拡大強化をはかるため、未利用の里山等について、市町村または農業協同組合が草地造成をする必要がある場合には、都道府県知事の裁定により草地利用権を設定することができる制度であります。

以上が農地法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

次に、農業協同組合法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

農業協同組合は、農業生産力の増進と農民の経済的地位の向上をはかることを目的とする農民の協同組織として、昭和二十二年に発足して以来、わが国経済及び農業の歩みとともに発展してまいりました。

しかしながら、近年における農業及び農業協同組合をめぐる諸情勢の変化には著しいものがあり、このような事態に対応して農業構造の改善をはかるためには、農地保有の合理化を促進するとともに、協業など生産の集団的な組織を育成することがきわめて肝要であります。また、一方においては、最近における米の過剰問題をも配慮して、転用を目的とする農地等の計画的利用をはかることもまた重要となっております。

また、農業協同組合自体につきましても、組合をめぐる諸情勢に対処し得るよう、昭和三十六年以来進めてまいりました農協合併の進展の結

昭和四十五年三月十日 衆議院會議録第八号

農地法の一部を改正する法律案外一案についての倉石農林大臣の趣旨説明 農地法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明

一三六

果、組合の規模が拡大し、その経営基盤が充実しつつありますが、合併後における組合の組織管理面、事業運営面などにつきまして、なお改善を要する点も少なくなく、また、系統組織の運営面におきましても、解決を要する問題が生じてきております。

このような情勢にかんがみ、農業協同組合法の改正を提案する次第であります。

なお、この法律案は、前国会において審議未了となりましたものに一部修正を加え、再提出したものであります。

以下、この法律案の要旨につきまして御説明申し上げます。

改正の第一点は、集团的生産組織に関連する制度面の改善措置であります。

その内容としては、まず農業協同組合に組合員から委託を受けて行なう農業経営の事業を認めることとあります。これは、就業構造の変化と機械化の進展に伴い、さらに農業経営自体を組合に委託するようが必要が生じておりますので、組合が組合員の要望にこたえて、このような事業を行ない得る道を開こうとするものであります。

次に、農業経営を行なう農事組合法人につきまして、その経営の合理化や就業事情の変化に対応して、組合員資格等に関する制限を緩和して経営の安定向上をはかることと、設立の円滑化に資そうとするものであります。

改正の第二点は、農業構造の改善及び米の生産調整の必要性等に対応して、組合の事業範囲の拡充をはかる措置であります。

まず、組合が農業の目的に供するための土地の供給の事業ができることとするものであります。農地の流動化を促進して、組合員の経営規模の拡大をはかり、もって農業構造の改善に資すること、は、組合としても当然意を用うべきことでありますので、組合の事業として、農地法の規制のもとに、農業の目的に供するための土地の売り渡し、

貸し付け及び交換の事業を行ない得るようにしようとするものであります。

次は、組合による転用相当農地等の売り渡し、区画形質の変更の事業等を認めることであります。

米をめぐる最近の情勢に対応し、かつ農地転用の計画化による土地の効率的な利用を促進する等の観点から、組合に対し、組合員の委託等により、農地法による農地転用の規制のもとに転用を目的とする農地その他の土地の売り渡し、区画形質の変更等の事業を行ない得る道を開こうとするものであります。

改正の第三点は、農協合併の進展による農業協同組合の規模の変化に対処するための総代会制度の特例等の措置であります。

これは、いずれも、農協合併の進展に伴い、組合または連合会の運営に困難を生じておられますので、これに対処するとともに、運営につき組合員または会員の適正な意見の反映に遺憾なきを期そうとするためのものであります。

以上のほか、農業協同組合の事業運営の現状にかんがみまして、信用事業につきまして若干の規定の整備を行なうとするものであります。

以上がこの法律案の趣旨でございます。(拍手)

農地法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(船田中君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。松沢俊昭君。

〔松沢俊昭君登壇〕

○松沢俊昭君 私は、日本社会党を代表いたしましたので、ただいま提案されました二法案、すなわち、農地法の一部を改正する法律案、並びに農業協同組合法の一部を改正する法律案に対して、御

質問をいたしたいと思っております。

まず、佐藤総理大臣にお伺いしたいのであります。

先日、私の郷里の新潟県では、県下の農民代表約一万人が結集いたしました。佐藤内閣の打ち出した米の減産、減反政策に反対する農民大会が開かれたので、私も出席をいたしましたのであります。総理はなかなか御多忙で、農民のなまの声をゆつくりとお聞きになる機会もないと思っておりますので、そのうちの一人の農民の訴えをこの際私のほうから御紹介をし、総理の御所見をお伺いしたいのであります。

その要旨は次のようなものであります。「わすか二、三年先のやりくりも満足にできず、農政の不手ぎわにより全国の農民をこまで不安のどん底におとし入れた佐藤総理の罪は非常に大きいといわなければならぬ。いままで国家のためだと信じ込んで、命がけで米の増産に取り組み、馬車馬のごとく働き続けてきた農民の努力も考えず、アメリカからバターの製造かすである脱脂粉乳をはじめ、手当たり次第に食糧を輸入し、われわれのつくった米穀の高貴な米をまき子扱いにして、無理に余し、やれ減反だ、休耕だ、据え置きだ、うろたえ騒ぐ佐藤内閣は、われわれ農民を親のかたきでも勘違いしているのではな

いか」と叫んでいるのであります。(拍手)

佐藤総理は、このように百万トンの減産、十一万八千ヘクタールの減反で全国の農村は大混乱をし、そして肥料も種もみも準備し、苗しろづくりを目前に控えている。いまだに市町村段階ではその目標の割り当てすらできない状態をどう認識し、この農民大衆にどうおこたえになるのか、明快にお答えを願いたいのであります。(拍手)

さて、日本の経済が今日まで高度に発展したのは、日本の農業と農民が多なる寄与をしてきたことに間違いがございません。そうしてこの農業は、農地法と食糧法の二つにささえられてきて

方向に持っていく、かくのごとき農民に不安と動揺を与えてきたのがいままでの一貫した政府の農政であつたではありませんか。今回提案されました農地法の一部を改正する法律案は、すでに第四十八回通常国会での農地管理事業団法をも含めれば、毎年提案され、毎回廃案になるれつき法案なのであります。このような農政の混乱期において、それほど重要な法案であるならば、それこそあなたの好きな党首会談を開いて、意見の一致を見てから提案されたらどうかと思つておりますが、総理の御所見を伺いたいと思つております。

第三に、私は、いままでの政府の農政をすばり批判すれば、全く場当たり農政の一語に尽きると思つております。ほんとうに佐藤内閣に農政があるとするならば、総理から、七十年代の日本農業はどうあるべきであるかという明快なビジョンを示していただき、その中で農地行政のあり方を明らかにしていただきたいと思つております。(拍手)

次に、農林大臣に御質問を申し上げます。

昭和三十六年農業基本法の制定以来、日本農業についていろいろな名論早説が出ております。そうして自立経営農家とか、協業あるいは農業従事者などというこぼりがやたらに使われております。しかし、私は、土地と水を使って自己の労働力を投入して農業生産物を生産する層が農民であると考へておるのであります。この考え方に基づく農民のための農政を考へるのが農林大臣の責務であると考えますが、大臣はこの点どう考へなつておられるのか、まずもってお尋ねをいたしたいのであります。

そこで、今回提案されました二つの法案が、この農民の生活にとりましてプラスするのかマイナスするのかを中心に御質問を申し上げます。

私は、農民あつての日本農業であり、日本農業を守るためにはその農民生活が保障されなければ

ならないと思つてあります。その立場で現行農地法は重要な役割を果たしてきたと信ずるのであります。

最近、都市周辺では農地のスプロール現象が起きており、山間僻村におきましては過疎の現象が起つておるのであります。つまり農地の流動化は、都市周辺では農業の規模拡大の方向で進んでいるのではなくして、農業外への流動化が進行しているのではありません。このようなき、本案がきまれば、かかる事態は一そう深刻になり、いまだすら公認、非公認の土地ブローカーが暗躍しているその活動の場を、さらに一そう広げてやることになると思つてあります。つまり、工業化の促進によつて農業が押しつぶされていつていけるのが今日の現状であります。このスプロール現象を、それでも防ぎ、食いとめる役割を果たしてまいりましたのは現行農地法であることに間違いないところであります。大臣はこの点どうお考えになつておられるか、これが第二番目にお伺いしたい点であります。

また、自作農主義で進んでまいりました日本農業であります。がゆえに、どんなに機械化が進もうとも、どんなに過疎化が進もうとも、経営そのものの本質が変わつていないことは、農林省の統計によつて明らかであります。

しかるに、所有制限の撤廃、農地保有合理化法人の構想や農業生産法人の条件緩和、さらに不在地主の容認や小作料の最高限度額の廃止など一連の改正は、農外資本の導入を認め、自作農主義を根柢からくつがえすということが明らかなのであります。が、この点をどう理解されておられるか、第三番目としてお伺いを申し上げる次第でございます。

また、農地局の資料によりますと、昭和三十年から四十年までの十一年間で、農家戸数は六・一%減少しておりますけれども、依然として、五反歩未満の農家が農家構成の約四割近くを占めておるのであります。

しかるに、昭和四十四年度から調査に入つた第二次構造改善事業は、実施計画の時期を迎えておりますが、その計画の中で、自立経営農家育成の名で離農候補の選定までもきめさせ、そうして、本法律案ではそれを農家として認めないという小農切り捨て選別政策を強行することは、まさに日本農業の根幹をゆさぶる大問題であるといわなければならぬのであります。(拍手)この切り捨てられるところの農民をどのように始末をされようとするのでしょうか。三十五万円の農業年金といふ名の首切り退職金で、三くだり半を突きつけて、はいさよならと言われるのであるかどうか、この点を明快に御答弁をいただきたいのであります。これが第四の質問であります。

次にお尋ねしたいのは、農地と水の問題であります。

流動化という名のことで、労働力と農地を切り離し、また、先日の建設大臣構想からいたしますならば、従来の慣行水利権を農民から奪い取ることを表明されておるのであります。この構想と本農地法の改正案をあわせ考えますと、水と農地を切り離し、結局は農業をばらばらにして、農業を破壊し、農民を農村から追い出す日本農業の解体を意味する重大なる問題になると思つておられますが、その点についてどう考えになつておられるか。特にこの際、農林大臣に、慣行水利権の建設大臣構想と、将来の農業用水確保の点について、明快なる見解を求めるものであります。

次に、特に土地に關係のあるところの關係各大臣にお伺いをいたしたいのであります。通産大臣、建設大臣、それに自治大臣であります。

あなた方の所管する産業あるいは施設などで、今後十年間でどのくらいの土地が必要であり、そのうち農地をどれくらい予定されておられるか。また、昨年一年間におけるところの農地のうちで、水田はどの程度がそれらの用地に転用されておるか、さらに、本年度はどの程度の水田転用をお

考えておられるのか。その資金計画をあわせて各大臣ごとにお答えをお願いしたいのであります。

また、農林大臣にお伺いしたいのであります。水田約十一万八千ヘクタールの転用計画を立てておられますが、各省庁の必要とする総面積との食い違いが起きてくると思ひますが、その場合でも水田転用の自信が持てるのかどうか。もし、できなかった場合、だれがどのように責任をとるのかをはつきりとして御答弁をお願いしたいのであります。

さらに大臣に御質問を申し上げますが、現行農地法では、その目的ではつきりしておりますように、「耕作者の農地の取得を促進し、その権利を保護する」ためになつておることは御承知のとおりであります。しかるに、去る二月十九日付農林事務次官通達で、「水田転用についての農地転用許可に關する暫定基準の制定について」なるものが出されておりますが、これは一体いかなる法律根拠に基づいて出されたものなのか、これを明確にしたいのであります。

次に、農協法の一部改正についてお尋ねを申し上げます。

農業協同組合は、その設立の趣旨からいいますと、農民の経済的社会的地位の向上をはかるべきものであることは明らかであります。が、それが本案によりますならば、反動的農業政策によつて転落を余儀なくされる農民の土地を買い上げ、転売するという、農協が土地ブローカー的行為をやるといふことは、全く農協本来の使命を放棄させるものであるといわなければなりません。また、これまで幾多の監査の際に指摘され、不正、腐敗が農協運営の中に蔓延しているとき、かかるブローカー的行為をやらせることは、一そう農民から農協不信の聲が高まり、ひいては農協の崩壊につながると思つておられますが、大臣はどうお考えになつておられるのであります。どうか。

の点を御質問申し上げます。

さらには、連合会の民主的運営をはかると称して、一参加団体一議決権制を否定しようという改正案になつておりますが、いまの農協は必ずしもそのようなきことが民主的な運営にはつながらないと思つておられます。むしろ段階的選挙方法を廃止して、参加団体の組合員一人一人に公職選挙法に準じて連合会の理事選挙権を与えたほうが、より民主的方法になると思つておられますが、この点もあわせて農林大臣の御所見をお伺いしたいのであります。

なお、詳細な点につきましては常任委員会に譲ることといたしまして、以上申し上げました各点に、具体的かつ明確な御答弁を期待いたします。私の質問を終わる次第でございます。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤栄作君〕 松沢君にお答えいたします。

米の生産調整の問題であります。が、農民諸君もこの措置が日本農業の自衛の方策であることをよく理解して、この方針に協力されることを私は心から期待するものであります。

ただいまも農林大会におけるその一面面を御紹介になりましたが、私も、ただいま申し上げるような期待を持って、ただいま施策を進めておる次第であります。政府、地方団体、農業団体、農民諸君の一致した協力があれば、多少の困難も必ず乗り越えられるものと、かように確信しております。

次に、農地法の改正は、農地の流動化を促進して、農業に専念しようとする農家の経営規模を拡大し、今後総合農政を展開していく上での基本的な条件を整備するため、必要不可欠のものと考えられるので、今回はぜひとも成立させたいと考えております。

松沢君からは党首会談を御提案になりましたが、農地法につきましては、すでにたびたび国会の議論の対象となつたところであります。各党の御意

見も十分承知しておりますので、本件につきましては、あらためて党首会談を開くつもりはございません。しかし、必要に応じて今後とも党首会談をいたしたい、かように考えますので、そういう際には、どうか積極的に御協力くださいますようお願いを申し上げます。

次に、日本農業の将来のビジョンについてお尋ねがありました。一口に言え、農業を近代化し、農村社会を魅力ある生活環境に整備して、農業従事者が他産業従事者と均衡のとれた生活水準を確保することにあると考えます。

そのためには、当面の課題として、米の生産適剩問題の解決に全力をあげていかねばなりません。そこにまた、成長農産物の選択的拡大、適地適産の方向があらわれてこようと思ひます。

今回御審議を願うこの法案も、以上申し上げた方向に大きく寄与するものと考えておりますので、何ぶんよろしく御審議をお願いいたしますと思ひます。(拍手)

〔国務大臣倉石忠雄君登壇〕

○国務大臣(倉石忠雄君) お答え申し上げます。

第一の点は、総理大臣から詳しくお話がございました。

要するに、私も、農業者の所得と福祉の向上をはかり、農村の恒久的繁栄を期するため、今後とも努力いたします。農政はこういう考え方でやっております。

農地の無秩序な墾荒を不十分ながらとめているのは農地法ではないか。私は、農地法というものは、そういう役割が十分あると思ひますが、先ほど提案理由の説明でも申し上げましたように、今日のように、規模拡大をして国際競争に立ち向かって、なおかつ勝ち抜ける農業体質を改善してまいりますためには、このたびのような農地法及び農協法の改正が必要であるということと提案をいたしておるのでありますから、どうぞその辺を、法案を十分ひとつ御検討いただければ御理解願えると思ひます。

それから、農業外の資本が農業を支配するような結果になるのではないかと御心配でございますが、現行法における農業を行なわないものが農地を取得することを認めないという基本原則は、少しもこのたびも変更いたしておらないのであります。農外の資本が農業を支配することはあり得ないことでありまして、自作農を中心とするのが国の農業の基本は変わるわけではございません。

第二次農業構造改善についてのお話でございます。農業といえども、わが国の産業構造の中で、やはり同じような生産性を持ち続けていく必要があるのではありませんから、そういう見地から考えれば、いまのような社会において、農業が古くさい旧態依然たる経営で勝ち抜けるはずはないのでございますから、そういう面においては、農業の規模を広げて、りっぱな農業になるように育成すると同時に、また、そういうことが自分の状況に合わないと考えられるような方は離農しやすくしてあげるために、農業者年金制度もいたしますし、他に転職される場合には、親切にやはり転職に因るお世話をしてあげるといふことは当然なことでございます。そういう意味で近代的な農業をやっていくというわけでありまして、第二次農業構造改善事業におきましては、規模の大きく、生産性の高い農業経営を育成するとともに、零細農家を含めた各種の集団的生産組織を助成することといたしておるものでありますから、御心配のように零細農家を排除するようないかなうに私は私どもは考えております。

それから、下限面積のことでございますが、これは最も最近における農業の進展によりまして、五十アール程度の経営階層まで、そのほとんどがいわゆる第二種農業農家になっておる状況でございますので、その実情に即して、下限面積制限を、取得後五十アール以上に改めようとしておるのでありますから、このことによつても、零細農家を農政から除外するようにはならな

いと確信しております。

長い間の慣行水利権のことにお話がございましたが、これは建設大臣がおっしゃったので、いろいろ問題があつたようでありまして、まだ政府内といたしましては、総理府総務長官の手元で十分こういふことを検討していこうというところになつておる段階でございますので、私も、このことが日本農業の発展に支障のないように努力いたしますことは当然なことでございます。

それから、水田の転用許可につきまして緩和措置をいたしましたことは、これもいま御存じのようになり、だいたい地方に進出していこうとするいろいろな事業もございまして、それから自治体が行先投資をいたそうとしても、なかなか転用がきびしくなつておりますので、困難であるという訴えもございまして、暫定的に農林省といたしましてこれを緩和をいたしましたのであります。もちろん、先ほど御指摘のように、優良な農地がスプロール化するのとならないように、農林省がつとめることは当然なことでございます。その点について御了承願ひたいと思ひます。

農協法の改正案であります。これはいろいろ相談をいたしました。農協といえども、やはり旧態依然たる古くさい状態では、いまの時勢に一緒に歩調を合わせていくことはなかなかできませんので、農協もやはりこれから生きていくべき方法についていろいろ御検討のようでありまして、したがって、農協もまた現状に合うように、農協が土地を取得して、そのために農業の進展にかえつて貢献できるような目的でその土地の取得をいたしたい、こういう熱心な御要望がございまして、農業協同組合というものが経済単位として大きく発展していくことは、全体の農村経営に利益である。私もこれは判断をいたしましたので、こういう希望も取り入れて法律を改正することにいたしました。大体お答えいたしましたと思ひますが、そういう事

情であります。(拍手)

〔国務大臣宮澤喜一君登壇〕

○国務大臣(宮澤喜一君) 最近における農地の工場地への転用はどのくらいかというお尋ねでございます。昭和四十三年には六千ヘクタール、そのうち水田は六割ぐらいと推定されます。四十四年はこれよりかなり上回つたと思ひますが、まだ統計が出ておりません。本年につきましては、需要面と供給面両方から、ただいま私どもの役所で調査をいたしております。

今後十年間にどうかという御質問でございますが、従来一般に十年間の工業用地の必要量は十ヘクタールといわれておりました。そのうち農地が六、七割であつたと推定されておりましたが、ただ企業側の事情から申しますと、今回立地条件のよいところの農地の転用が、暫定的になりと容易になるといふことになりまして、相当の希望がございまして、この数字はかなりふえるのではないかと想像されます。(拍手)

〔国務大臣秋田大助君登壇〕

○国務大臣(秋田大助君) ただいま松沢議員から私に御要求の各種の数字につきまして、御承知のとおり、ただいま土地需要に関する緊急調査をいたしておりますので、その結果をひとつ待たさせていただきます。

なお、これに関する資金計画につきましては、御承知のとおり、地方公共団体にただいま土地開発基金なるものがございまして、この活動に期待するとともに、既定の地方債計画ともならみ合わせまして、必要に応じてはワク外債を認める等、別途弾力の運用を期してこれに対処いたしてまいりたいと考えておる次第でございます。

(拍手)

〔国務大臣根本龍太郎君登壇〕

○国務大臣(根本龍太郎君) 建設省所管の公共事業等において水田はどれくらい従来つづけておるか、あるいはまた十年後の程度までこれが予想されるかということでございますが、現在これ

に対する的確な数字は建設省としてはないのでございませう。現在は、各都道府県並びに関係方面に連絡をいたしまして、三月末日をもってこの集計を終わりたいと思っております。

長期については、四十八年度を目標としておりまして、その後につきましては、さらに検討を加えなければならぬと存じております。

集計ができましたれば、書類をもって御報告申し上げたいと存じます。(拍手)

○議長(船田中君) これにて質疑は終了いたしました。

福田大蔵大臣の昭和四十三年度決算の概要について

○議長(船田中君)

大蔵大臣から、昭和四十三年度決算の概要について発言を求められております。これを許します。大蔵大臣福田起夫君。

〔国務大臣福田起夫君登壇〕

○国務大臣(福田起夫君) 昭和四十三年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書につきまして、その大要を御説明申し上げます。昭和四十三年年度予算は、昭和四十三年四月十五日に成立いたしました本予算と、昭和四十四年二月二十二日に成立いたしました補正予算とからなるものであります。

昭和四十三年度本予算は、財政による景気抑制機能の効果を期するとともに、総合予算主義をとり、恒例的な予算補正の慣行を排除し、もって財政体質改善の第一歩を踏み出すことによつて、財政が本来の機能を十分発揮し得る基盤を確立することを基本とし、一般会計予算の規模を極力圧縮すること、一般会計の公債依存度を引き下げることに、総合予算主義の原則により、公務員給与改定に備えて予備費の充実ははかることと、食糧管理特別会計への繰り入れについては、年度途中における米価改定等、事情の変化があつても、これ

により補正財源を必要としない方式を確立すること、財源の適正かつ効率的な配分につとめ、国民福祉向上のための諸施策をきめこまかな配慮をもつて推進することとし、編成されたものであります。

なお、本予算成立後、国内米の政府買い入れ数量が著しく増加し、食糧管理特別会計の損失額が大幅に増加するという異常な事態に対処する等のため、食糧管理特別会計への繰り入れの追加等、当初予算作成後に生じた事由に基づき特に緊急に措置を要するもの、その他公債の減額等につきまして、所要の予算補正を行なつたものであります。

昭和四十三年度におけるわが国の経済を顧みますと、昭和四十二年後半からの景気調整の影響も比較的軽微に終わり、昭和四十三年度中、全体として大幅な拡大を続け、その実質成長率は一・三八%に達しました。また、昭和四十二年、毎期赤字幅を拡大していた国際収支も昭和四十三年に入つて急速な改善を遂げ、以後、総合収支は大幅な黒字基調となつたのであります。この結果、昭和四十三年度を通じてみまると、総合収支は前年度の大幅赤字から一転して十六億二千七百万ドルの黒字となり、外貨準備高も初めて三十億ドルを超えるに至つたのであります。このような経済環境の中で、日本銀行は、昭和四十三年八月に公定歩合を一厘引き下げ、同年十月から窓口規制も撤廃いたしました。財政支出面でも、上期においては警戒的に運営されておりましたが、下期に入つて漸次その支出が進捗してまいつたのであります。

国内経済の拡大を需要面から見ますと、その主役は民間企業設備投資及び輸出と海外からの所得でありましたが、個人消費も堅調に伸び、民間住宅投資も大幅に伸びました。このような国内需要の堅調と輸出の好調を反映して、鉱工業生産指数は、前年度に比べて一七・二%の伸びを示し、企業収益も好調に推移し、昭和四十四年三学期で七

期連続の増収増益と相なつたのであります。

このようになわが国経済の状況を背景として、昭和四十三年度予算が執行されたのであります。以下、その決算の内容を、数字をあげて御説明申し上げます。

まず、一般会計におきまして、歳入の決算額は六兆五千九百九十八億四千万円、歳出の決算額は五兆九千三百七十億四千万円でありまして、差し引き千二百二十七億四千万円の剰余を生じました。この剰余金のうち五千四百四十四万円は国有財産特殊整理資金特別会計法及び国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法の一部を改正する法律附則第五項の規定によりまして、特定国有財産整備特別会計の昭和四十四年度の歳入に繰り入れ、残額千二百二十七億四千万円は、財政法第四十一条の規定によりまして、一般会計の昭和四十四年度の歳入に繰り入れ済みであります。

なお、昭和四十三年度における財政法第六条の純剰余金は百五十三億四千万円であります。

以上の決算額を予算額と比較いたしますと、歳入につきましては、予算額五兆九千七百七十三億四千万円に比べて、千四百二十五億四千万円の増加と相なるのであります。このうちには、昭和四十三年度の剰余金の受け入れが、予算額に比べて千三百四十二億四千万円増加したものを含んでおりますので、これを差し引きいたしますと、昭和四十三年度の歳入の純増加額は、八十二億四千万円と相なるのであります。これは雑収入等におきまして三百八十四億四千万円を増加しましたが、公債金等におきまして三百一十一億四千万円を減少したためであります。

一方、歳出につきましては、予算額五兆九千七百七十三億四千万円に、昭和四十二年からの繰り越し額千六百八十八億四千万円を加えた歳出予算現額六兆二千四百二十二億四千万円に対して、支出済み歳出額は五兆九千三百七十億四千万円でありまして、その差額八百七十一億四千万円のうち、昭和四十四年度に繰り越しました額は七百三十五億四千万円となつており、不用額となりましたものは百三十五億四千万円と

なるのであります。

次に、昭和四十四年度への繰り越し額の内訳を申し上げますと、財政法第十四条の第三項の規定によりあらかじめ国会の議決を経て繰り越しましたものが六百九十億四千万円、財政法第四十二条ただし書きの規定により避けがたい事故のため繰り越しましたものが二十九億四千万円、財政法第四十三条の第二項の規定により継続費の年割額を繰り越しましたものが十五億四千万円あります。

次に、予備費であります。昭和四十三年度一般会計における予備費予算額は千二百億円であります。その使用総額は千九百九十九億四千万円あります。

次に、一般会計の国庫債務負担行為について申し上げます。

財政法第十五条第一項の規定に基づく国庫債務負担行為の権限額は、二千二百四十億四千万円あります。実際に負担いたしました債務額は、二千七百七十六億四千万円でありまして、これに既往年度からの繰り越し債務額千五百三十九億四千万円を加え、昭和四十三年度中に支出その他の理由によつて債務が消滅いたしました額千四百六十四億四千万円を差し引きました額は二千三百九十九億四千万円、翌年度以降に繰り越された債務額に相なります。

財政法第十五条第二項の規定に基づく国庫債務負担行為の権限額は百億円であります。実際に負担いたしました債務額は五十一億四千万円でありまして、既往年度からの繰り越し債務額及び昭和四十三年度中に支出その他の理由によつて債務が消滅いたしました額はありませんで、五十一億四千万円が翌年度以降に繰り越された債務額になります。

次に、昭和四十三年度の特別会計の決算であります。昭和四十三年度における特別会計の数は四十三であります。これらの特別会計の歳入歳出の決算額を合計しますと、歳入決算において十三兆四千八百九十九億四千万円、歳出決算において十一兆九千二百七十七億四千万円あります。

昭和四十五年三月十日 衆議院會議録第八号 昭和四十三年度決算の概要についての発言に対する華山親義君の質疑

次に、昭和四十三年度における国税収納金整理資金の受け入れ及び支払いであります。資金への収納済み額は五兆五百六億四千万円でありまして、この資金からの支払い命令済み額及び歳入への組み入れ額は五兆四百億四千万円でありまして、差し引き百五億四千万円が昭和四十三年度末の資金残額となるのであります。これは主として国税にかかわる還付金の支払い決定済み支払い命令未済のものでありまして、

次に、昭和四十三年度政府関係機関の決算の内容につきましては、それぞれの決算書を御参照願いたいと存じます。

以上、昭和四十三年度の一般会計、特別会計、国税収納金整理資金及び政府関係機関の決算につきまして、その大要を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

昭和四十三年度決算の概要についての発言に

対する質疑

○議長(船田中君) ただいまの発言に対して質疑の通告があります。順次これを許します。華山親義君。

「華山親義君登壇」

○華山親義君 日本社会党を代表し、決算及び予備費支出に關連し、若干の質問をいたします。

まず、総理大臣及び文部大臣に伺いたいのであります。会計検査院の検査報告の中に、私立学校に対する国の助成費の使い方について不当なものとして指摘されたものがあります。これは一部私立学校経理のずさんさを示したものでありましょ。今年までの私立学校助成は教育設備費であつて、文部省の監督も、会計検査院の検査も、物件に限られておりました。しかし、明年度予算では、人件費を含む一般経費にまで拡大され、監督、検査は経理の全般に及ぶわけでありまして、これと私立学校の特色、権力と離れた自主独立、これとをいかに調整していくか、困難な問題がある

と思ひます。これについて文部大臣の考えの基本を伺つておきたい。

これについて、さらに深く考えられますことは、政治・宗教分離の原則と、いわゆる宗教学校に対する財政援助の問題であります。具体的には、憲法第八十九条に規定する宗教に対する公金及び公有財産の使用禁止と、宗教学校に対する助成金交付との関係であります。憲法學説には、一般私立学校に対する補助を認めつつも、宗教に關する分野については、消極的見解を示しておるのであります。この問題を、助成は宗教団体に対するものではなくて、学校法人に対するものであるというふうな形式論をもつて割り切ることはできません。宗教法人が強く学校法人を支配している場合は、どうなるのか。宗教法人が宗教活動の一分野として、学校法人を単なる特別会計的なものとして置く場合には、一体どうなるのか。憲法の政教分離の精神に照らして、深い考えがここになければなりません。宗教と教育とは切り離すことのできない関係において、生々発展を今日まで遂げてまいりました。現在、宗教学校の教育に対する貢献の広さを考えますときに、私は、ここで一がいに宗教学校に補助をすべきでないとは断定し得ないものがあります。しかし、入学について、信徒及びその子弟に限り、またはこれを優先すると、学校内の宗教上の行事に生徒に義務的に参加させると、卒業後の宗教的義務を課するとか、このような諸点があつた場合に、補助を求めると、学校についてはある種の規制がなされるべきではないか。または補助対象の範囲をある程度に限定すべきではないか。これらの措置があつてしかるべきだと思ふのであります。文部大臣の御答弁をお願いいたします。

この際、総理大臣にも政教分離の理念について伺つておきたい。

国政の基本は国民全体の連帯の確立、これが基本であります。この連帯を阻害する最大の、そして運命的な要因は、国民の間の人種、宗教の争い

であります。わが国にはこの要因がありません。わが国民は悠久の単一民族としてこの島國に生活をともにし、アメリカのような人種問題はここに起こり得べくもないのであります。また今日まで日本人は、各人その信ずる宗教は違つていても、その間にはほとんど反発相克はなかつたのであります。南ベトナムの今日の紛糾のものとを顧みるまでもなく、今後日本に宗教上の争いがあつてはなりません。憲法の定める政教分離の精神は、この日本民族、日本国民の立場から理解されなければならぬと思ふのであります。

日本憲法第二十條は、国民に宗教の自由を保障するとともに、いかなる宗教団体も政治上の権力を行使してはならないと規定してあります。第八十九條は、国民の公金及び財産を宗教上に使用させてはならないと規定してあります。政治と宗教を、このように日本国憲法はきびしく区別しているものであります。そして、憲法は最後に、「最高法規」として三條を掲げ、第九十七條に「基本的人権の尊重、擁護の義務を課している」のであります。宗教界出身国会議員の方々が、以上の憲法の最高法規を、信ぜられる宗教の最高經典とともに読んでおられたならば、今日のような言論圧迫、出版圧迫のような問題は国会では起きなかつたと思ふのであります。

私は、党派を問わず、国会議員全体の反省のために絶好の機会として、事の真相を明らかにしていただきたい。そして、総理大臣の、日本民族の最も重大な理念、政教分離の觀念につきまして、その所見を伺いたないのであります。

次に、大蔵大臣に予備費使用の限界についてお伺ひいたします。

過日成立した補正予算に給与改善費と銘打つものがあつますが、給与改善は、すでに昨年十二月に、また、本年一月、二月の給与に含まれて実施済みなのであります。三月に多少残つてゐる程度であります。したがつて、このたびの予算は、こ

のようによつて前借りされた、前食いをした三月分給与の不足を補てんするものなのであります。このようなことからいいますれば、正直には給与費不足補てん費とでも銘打つべきものであつて、看板に偽りがあります。また、これは、総合予算主義のもとに、給与改善は予備費をふくらまして、この中で行なうとたびたび言つてきた政府の予算に対する説明をみずから裏切つたものであります。

このようなことが生じたのは、昨年十一月、給与改善のためにふくらましておいた予備費の膨大になつたことに乘じて、船作対策特別事業費二百二十六億を予備費から支出したからであります。私は、この事業費の適当であるかどうかについてはここで論議いたしません。予備費支出承諾の審議の際にとくと承ります。しかし問題は、これを予備費から支出したことによりまして、憲法第八十七條は、予見しがたい予算の不足に充てるため予備費を設けると書いてある。この予見しがたいとは、災害、法律条約の制定改正、事務量の増大、義務的経費の増大、事実上予見されても経費見込み額不確定など、客觀的事実に基づかなければなりません。それを全く主觀的な政策によつて支出をするというふうなことは、これは国会の議決を経た本予算、補正予算になさるべきものであつて、この事實は議会の予算審議権を侵犯したものであります。

しかし、この予算は決して急ぐものではなかつた。結局、この政策を決定してから半年近くもたつて、十二月の選挙のさなかに農民に配られた。これは政府・自民党の国費による選挙運動といわれてもしかたがないと思ふのであります。予備費の使用を政府のほしきままにまかせる、その弊害がここに出たものといわなければなりません。(拍手)

次に武器の輸出についてお聞きいたします。毎年の決算によれば、武器の国内生産の割合は次第に高まつております。生産量も急速に伸び

て、政府は今後ますますこれを伸ばそうといたしております。この傾向が武器の輸出に連なることをおそれ、私は執拗にこれまで数年の間、武器輸出について政府にたゞしでまいりました。たまたま、昨日、哨戒飛行艇の対米輸出のことが新聞に出ておりましたので、重ねてここでお願いいたします。

初めに通産大臣に個条書きに申し上げますから、お答えを願います。

一、武器は共産国、国際連合の定めた国、国際紛争の当事国及び国際紛争の起こるおそれのある国には輸出しないことにきめておられるのでありますが、この三原則に該当しない国は、申請があればいつでもどこにでも輸出されていいということなのか。

二、ベトナム戦争参加七カ国には、アメリカをも含めて国際紛争当事国に該当すると権名元通産大臣は私にお答えになったのであるが、宮澤通産大臣もこれを確認されるかどうか。

三、武器とは何か、その範囲は必ずしも明らかではありません。破壊力を持つものだけを武器とはいえない。破壊から守るものもこれは武器であります。刀は武器であります。その点についての限界が明白でない。あるものは武器でないといひ、そういうふうなごまかしをする場合がある。通産大臣は現在の管理令を改正して、もっと武器の範囲というものを明確にすべきではないのか。この点についてお伺いしたい。(拍手)

次に、哨戒飛行艇が輸出されるというが、常識的にも、すなおに考えたならば、これは武器の輸出ではないのか。

次に、総理大臣に伺いたいのでありますが、大平通産大臣は、私に、国際紛争のおそれのある国であるかどうかは外務省の意見を聞いて判定すると答へられました。韓国及び台湾は現実からいって、佐藤・ニクソン共同声明から見ても、その紛争のおそれある国と考えられますが、この点につ

きましては、総理大臣はアメリカに行つて出された声明にも関係がありますので、佐藤総理大臣から承りたい。

最後に、総理大臣に伺いたいのでありますが、共産国には、武器も、またコムリストによつて戦略物資を必要とするに拡大して輸出をしようとする。一方、これらを抑へる自由諸国には、武器の輸出が盛んにならうといひしております。近接局地戦において、攻撃用武器とか、防衛用武器とかいう限界はありません。この推移の中で、共産国は、日本をアジアの兵器廠と考えるようになったならば、これは大問題であります。平和に徹するとか、あらゆる国と仲よくしていくというふうなことも、これはから念仏に終わってしまふ。総理大臣、あなたは一切の国に、一切の武器を輸出しないという方針を立てて、世界に宣明される気持はないのか。これが世界平和に対する日本の基本姿勢を示すものだと思うのであります。外国に武器を輸出しなくとも、日本には何の害もありません。総理の御所見を伺いたいと思ひます。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤作君登壇〕
華山君にお答えをいたします。

信教の自由、政教の分離、これはあらためて申すまでもなく、憲法の保障する最も基本的なものであり、宗教団体もこの精神を順守すべきことは当然であります。もちろん、政府としても、国政の運営にあたり、この原則を忠実に守つてまいらねばならぬことは言うまでもありません。また、このことは、宗教界の指導者各位もよく理解されておることと信ずるものであります。いまさら申すまでもないこととさせていただきますが、お尋ねがありましたから、華山君に以上お答えをいたします。

次に、武器輸出の問題についてのお尋ねがありました。大部分は通産大臣からお答えをいたしました。この武器輸出について、日本が武器を輸出しないという世界に対して宣言せよとの御提案でございましたが、わが国自体が、平和憲法のもと、これは、平和憲法を守つておりますが、わが国の平和と安全を守るための武器の輸入を行なつていふことから見ても、武器の輸出は一切しないといふことにはなるまいか、かように考えます。

なお、お尋ねになりました韓国、中華民国につきましては、現在のところ武器の輸出を差し控えておりますが、これは、武器に関する輸出の三原則——いづれは宮澤君からお答えするだらうと思ひますが、その三原則、この方針をきびしく実行している一つのあらわれとして御理解いただきたいと思ひます。しかし、当面国際紛争のおそれがあると考へておられるわけではありませぬ。

以上、私に対するお尋ねのお答えをいたしました。(拍手)

〔国務大臣福田起夫君登壇〕
お答えいたします。

○国務大臣(福田起夫君) 人事院勧告による給与費の増額につきましては、それは十二月にもうすでに実施済みではないか、それをいまだご補正予算を出すとはどういふことだ、こういふお話でございすが、十二月に確かに実施をいたしました、あれはこゝに残つておる人件費を繰り上げ、差し繰り使用をいたしましたわけでありまして、あのときの政情からやむを得なかつた次第でございします。

また、今度の補正予算措置が会計法、財政法違反ではないかというお話でございすが、これは、人事院の勧告が、政府が予想しました額よりも大幅に上回つたことは御承知のとおりでありまして、これは、財政法にいうところの予算作成後に生じた事由にまさしく該当するものと考え、会計法の違反でございしません。

また、さらに、稲作対策特別事業費、これは政府が予算編成後に政府の主観に基づいて支出したものであり、これまた財政法違反ではないかとい

ふこととございますが、御承知のように、稲作対策特別事業費は、米価を十数年ぶりに据え置きといたしました。その措置に伴ひまして、その影響を緩和し、また、稲作農家経営の合理化をはかるという事情が生じたことに基づくものでありまして、それは政府の政策的決定でございませぬけれども、これは放置できなかった、予備費支出の、予見しがたい経費の不足に充てるためという事由にまさしく該当するものと考えております。(拍手)

〔国務大臣坂田道太君登壇〕
お答えをいたします。

○国務大臣(坂田道太君) 昭和四十三年度におきまして、補助対象設備の購入額等を過大にして事業費を清算した不当事例一件があつたことは御指摘のとおりであり、まことに遺憾に思ひます。このような事例が生ずることのないよう、今後とも監督等を通じ、補助金の適正な経理について、学校法人に対し十分指導助言を行なつてまいりたいと思ひます。

昭和四十五年度からは、私立大学等の専任教員の給与費を含む経費に対する補助をする予定にいたしました。これは私立大学といふことも、その社会的貢献度にかんがみまして、あるいは国立との格差があまりにも大きいということにかんがみまして、教育と研究の質的向上を目的といたしておるわけでございます。しかしながら、いやしくも納税者の税金を使うわけでございますから、これを私立学校におきましては適正な会計経理が行なわれるということ、あるいはその社会的役割の重要性にかんがみまして、教育、研究の一そのの充実向上につとめることが望まれますので、このたび学校法人の会計経理に関する事項と、私立学校の公共性を高めるための必要最小限度の法律の規定の整備を行ないたいと考えておる次第でございます。

次に、二番目のお尋ねでございますが、もともと学校法人は、御案内のとおり私立学校の設置を目的として、私立学校法の定めるところによつ

昭和四十五年三月十日 衆議院會議録第八号

昭和四十三年度決算の概要についての発言に対する華山親義君の質疑
鳥居一雄君の質疑

昭和四十三年度決算の概要についての発言に対する
一四二

て設立される法人でございます。特定の宗教の精神に基づく宗教教育を行なう私立学校にございまして、その私立学校は教育基本法、学校教育法の定めるところに従って教育を行なうものでございまして、その私立学校の教育に着目をしていたしまして、その振興上必要と認められる補助を行ないます。これは差しつかえないと考えるのでございまして、しかしながら、この学校法人に對しましては補助金は、あくまでも教育振興上必要と認められる場合に支出されるものでございまして、いよいよ教育基本法、学校教育法に定める学校教育の目的をはなれ、逸脱した宗教教育を行なう私立学校がもしかりにあるといたしますならば、そのような学校を設置する学校法人に對しましては補助金を支出すべきではないと考えるのでございまして。

最後のお尋ねでございますが、私立学校では特定の宗教の精神に基づく宗教教育を行なうことができることになっておりますので、その学校に入学者がその宗教の信徒であり、また卒業後はその宗教関係の仕事につくという場合もございまして、これはその学生の自由意思に基づく結果でございまして、別段差しつかえないものと考えます。

なお、私立学校は、先ほども申しましたように、教育基本法、学校教育法、あるいは私立学校法等の定めるところに従って運営をしなければならぬことは当然でございますので、したがって、その公共性を確保するために宗教団体の役員がそのまま学校法人の役員となるようなことは、公の制度としての学校を運営する上からできるだけ避けるべきものと考え、そのように指導しておる次第でございます。(拍手)

〔國務大臣宮澤喜一君登壇〕

○國務大臣宮澤喜一君 武器輸出につきましては、三原則に該当しないものはいつ、どこへでも武器を出すのかというお尋ねでございましたが、さうではございません。御承知のように貿易

管理令のもとで一つ一つケース・バイ・ケースで認可する、認可しないをきめておりまして、事実問題として政府の認可にあたつての態度は、在来かなり消極的でございます。この数年の実績を見ておりますと、許しましたものは大部分が護身用の拳銃でございます。その金額も大きなものではないでございます。たとえば昭和四十四年度では、ただいままでのところ四百万円ほどでございます。

それから、この三原則との関係で、ベトナム戦争の参加国は、アメリカを含めて、武器三原則との関連では、紛争当事国と考えるかというお尋ねでございますが、さうに考えるべきものと思ひます。

次に、武器とは何かとお尋ねでございましたが、軍隊が使用して直接戦闘の用に供するものと考へておりますが、それとの関連で、貿易管理令を改正すべきではないか、その意思があるかというお尋ねでございましたが、貿易管理令には、御承知のように別表第一に詳しく武器の名前を具体的にあげて例示をいたしておりますので、私はそれで十分だと思つております。

それから、最近報道されました哨戒飛行艇の輸出云々は、私もまだ何も聞いておりません。かりにそういう問題がございましたときには、明細に見てきめなければなりません。その際に、たとえば武器に類するものを一切装備してないか、それからほんとうにもつぱら海難救助に使われるものであるかどうかといったようなことをよく確かめないと、結論を出せない問題だといふふうに考えます。(拍手)

○議長(船田中君) 鳥居一雄君。

〔鳥居一雄君登壇〕

○鳥居一雄君 私、公明党を代表して、ただいま説明のありました昭和四十三年度決算等について、佐藤総理並びに関係各大臣に質問をいたします。

質問の第一は、憲法第八十三条と第九十条の関係から見まして、決算を議案とすることについてであります。

わが党は、決算を議案とすることをかねてから主張してまいりました。

決算審査のあり方は、予算の使用実績や事業の施行実績、その効率性などが審議の俎上にのせられ、文字どおり政府の実績が明確にされるべきであります。憲法第九十条を根拠とする現行の決算審査は、会計検査院の報告を中心にした審査となり、検査報告の取り上げている不当事項が、行政の末端での事項に傾き、その指摘が行政面で大きな効果を生むことは期待できないのであります。佐藤総理は、予算執行と会計検査は車の両輪として機能するとの期待を示されておりますが、現状では十分な効果は期待できないと考えるものであります。憲法第八十三条は、国会中心財政主義を認めたものであり、国の財政処理に関する最高の議決権を国会に与えたものである以上、国会が予算の議決で定めたことについて、決算は国の財政処理に最後の締めくくりをするという意味合いから、議決の対象とすることは当然の帰結であるとして、議決するものであります。したがって、憲法第九十条において決算をその検査報告とともに国会に提出しなければならぬとしてあることは、第八十三条の原則から見て、決算が一種の報告として解釈され、九十条の規定が国会の決算審議についてただ一つの根拠とすることにはならないと考えるもので、むしろ九十条を第二次的な規定と解釈するものであります。以上から、決算を議案化することについて、佐藤総理の御見解を求めらるものであります。

質問の第二は、会計検査院の職員が検査に臨む姿勢についてであります。

会計検査院は、院法第一条により、内閣に對して独立の地位を有していることは言うまでもありません。しかし、現実の問題として、検査に際し、検査するほうとされる側の間に儀礼として接待の慣習があり、それが国民の常識から見ても、検査の厳正に疑惑を抱かせ、ひいては行政に對する不信感となつてあらわれております。

具体的問題として、昨年十二月十二日、新聞紙上に報道されました、地方公共団体が会計検査院の調査官に對し、敬意を表する意味で好ましからざる接待、しかもこの種の接待は各県とも行なつていて、と当事者が述べていることについてであります。決算審査に入る以前の問題として、これを提起するものであります。これについては、本件当事者に対する処置云々ではなく、常にどのような指導がなされてきたか、また公になったこの種の事実に對し、具体的な指導をどのようにされたのか。本院の會議には、会計検査院長は、院法第三十条の規定にもかかわらず、出席しないことになっておるようでありまして、国政全般を統括する最高責任者として、佐藤総理大臣及び各都道府県行政の全般を指導する主務官庁の長である自治大臣から、具体的な御答弁をお願いいたします。

質問の第三は、実地検査箇所についてのことです。

昭和四十三年度決算では、検査を要する対象数は三万九千二十九カ所になっておりますが、そのうち実地検査を行つたものは三千三百三十二カ所になっており、実施率は約八割であります。したがって、現在の検査能力をもって検査を要する箇所の全部を二と一検査すると、十数年に一度という割合になります。これに對し佐藤総理は、重点検査対象については大体三年に一度という基本線は維持しているという御答弁をしておられます。なるほど主要な検査対象箇所は、四十三年度決算では全体の三万九千二十九カ所のうち六千六百七十カ所、今回の決算ではその三四・一割の箇所の実地検査を実施しております。それはそれとして、主要検査対象箇所を除きました三万二千三百五十九カ所につきましては実地検査の実施率はわずか二・六割にすぎないのであります。このよう

な検査結果から指摘されました不当事項は百七十七件、その金額は十二億円を突破しております。しかし、その不当件数の発生個所が主要検査個所とその他の検査個所のいずれに該当するか、この明細を掌握することは困難であります。不当不正件数は四十二年と比べかなりの減少を示しておりますが、その金額においては四十二年の検査とほぼ同額になっております。この数字を見る限り、私は検査の効果があつたとは容易に判断できないのであります。

以上の点から考えた場合、厳正な予算執行を行なう本来の目的から見ても、主要な検査個所以外の要検査個所の機動的、計画的な実地検査がぜひとも必要であると考えざるを得ないと思ひますが、これらにつきましても総理のお考えをお示し願ひたいと思ひます。

質問の第四は、昭和四十三年度における公営住宅の戸数についてであります。

昭和四十三年度における公営住宅の現況、これを自治省は「公共施設の現況」の中で明記しており、第一種、第二種住宅の合計九十九万二千四百九十六戸としております。ところが、同年の建設省の「国土建設の現況」におきましては、第一種、第二種合計戸数百三十三万九千九百戸としております。すなわち、自治省と建設省が公表いたしました公営住宅管理戸数の差は十三万八千四百四十四戸もあり、その数は住宅建設五カ年計画における公営住宅四十八万戸の二・八・八％にも相当する数であります。まづこの住宅管理の現況につきましても、なぜこの差があるか、自治大臣並びに建設大臣の御所見をお伺ひいたします。

また、調査基準に何らかの違いがあるとしても、公表されたこの二様の数字は、国民に誤った認識を与えらるゝものであり、政府機関の調査として、なぜ同一調査基準による公表をしないのか。なおまた、建設計画において、建設省がこの数字をもつて計画される場合、実在戸数との間に膨大な差を生じ、国民を欺瞞するものとなります。

けれども、建設大臣はどのように考へておられるか、御所見をお尋ねいたします。

最後に、国有地、公有地の活用についてであります。

政府は、昭和四十三年十一月、地価対策閣僚会議で、都市地域における国有地、公有地の民間への払い下げを原則として停止するとともに、その合理的活用をはかることと決定しております。また、第六十一国会における国有財産特殊整理資金特別会計法及び国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法の成立に対し、衆参両院で、「都市開発、土地対策問題の解決のため、未利用国有財産をできるだけ活用し得るよう留意すること」と決議がなされております。

しかるに、四十四年七月三十日、東京都に所在する大蔵省普通財産、元東京陸軍第一造兵廠の用地一万五千四百三十三平方メートルが民間に払い下げられております。これは前述の方針と矛盾するものであります。大蔵大臣の御所見をお伺ひいたします。

次に、未利用地の利活用につきましても、四十二年二月四日の行政管理局の勧告に対する大蔵省の回答は、「未利用地の転活用計画の通達で、主要未利用地について、長期的な見通しのもとに、総合的な判断に立つた転活用計画を定め、これに基づき計画的処理を進めることにした」としてあります。すけれども、四十三年度における日本住宅公団に対する土地による現物出資は三万九千平方メートルとなつております。さきの行政管理局への回答の趣旨からいって、むしろこれは公営住宅用地として、地方公共団体に払い下げを行なうべきであると考えざるを得ないと思ひます。また、四十四年一月十四日現在、大蔵省の調査による東京都所在の未利用地は、利用計画策定済みを含めまして八十二万四千平方メートルとなつていますが、これらを公営住宅用の宅地として転利用する具体的な計画があるか、大蔵大臣並びに建設大臣の御答弁をお願いいたします。

以上について、総理並びに関係各大臣の明快なる答弁をお願いいたしまして、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤栄作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤栄作君) 鳥居君にお答えいたします。

決算を、予算と同様に、国会の議決事項とすべきであるとの御提案でございましたが、現行憲法は、予算については議決、決算については提出、それぞれ九十条あるいは八十六条等であることとを分けておられるところからもおわかりいただけるように、事柄の性格上、国会の議決対象となることはなじまないものと、かように考えます。

次に、検査担当官がいろいろ地方で供応を受けるといふような御批判がございましたが、このことはまことに遺憾に私は思ひます。しかし、会計検査院は内閣に対して独立の地位にあるものでございまして、政府からとかく申し出をするといふことはいかかかと思ひます。それを政府から言うまでもなく、会計検査院自体におきまして十分自省自戒すべきところと考えます。政府全体としては、国民に信頼される行政を行なうため、国民の批判を受けることのないよう、一そう注意してまいります。

次に、検査のやり方について御意見がございました。御意見につきましては検査院でも十分検討されることと思ひますが、政府としても、基準の作成はともかく、できるだけ充実、徹底した検査がなされることを希望するものであります。さういう意味で、いろいろ検討を加えられることと思ひます。

私に対してお尋ねの、以上で御答へいたしました。(拍手)

〔国務大臣福田赳夫君登壇〕

○国務大臣(福田赳夫君) お答えいたします。

国有財産は大事な国民の財産でございますので、その処理は真に適正、厳正でなければならぬ、さうに考へております。

未利用地である国有地を活用せよというふうなお話でございますが、私は、まとまった国有財産、未利用国有財産、これはみだりに売却とか、貸し付けを今後いたさない方針であります。国で保有したしておりますれば、何らかの用途がそのうちに出てくるだろう、またそれを有効に活用したい、さういふ考え方を持っておるのであります。しかし、これを他に活用方を考へていという場合におきましても、なるべく公共用、また国の用途に使う、さういふふうにはいたしたいと考へております。

なお、具体的な事例をあげまして、東京の陸軍第一造兵廠、第二造兵廠の敷地を最近売り払ったというお話がありますが、いま調べてみますと、確かにそのようになつております。これは、売り払いの相手方に戦後長い時間にわたつて貸し付けをしておつたので、どうもこれを召し上げるというわけにもまいらぬ、さういふことから払い下げをいたしましたものである、さういふ了承しております。(拍手)

〔国務大臣秋田大助君登壇〕

○国務大臣(秋田大助君) 監査、検査その他の用務で中央官庁の職員が地方出張の際の接遇についてでございますが、地方団体において十分自衛自戒されたい旨を従来から指導してまいつたのであります。今後はいやしくも疑惑を招くことのないよう、一そう指導を徹底してまいりたいと思ひております。

次に、公営住宅の管理戸数の点でございますが、昭和四十四年三月末現在における第一種及び第二種公営住宅の地方団体における管理戸数でございますが、都道府県分は三十六万四千三十七戸、市町村分は六十二万八千四百五十九戸、合わせて九十九万二千四百九十六戸でございます。この管理戸数は、地方団体が公営住宅法に基づきまして国から補助金をもらひまして、それによつて建設し、かつ地方住民に賃貸しをしておる分の現

昭和四十五年三月十日 衆議院會議録第八号

在の管理戸数でございます。

そこで当初、自治省といいたしましては、一つには、地方団体における公営施設の現況をしっかりと把握しておきたい、二つには、地方住民の福祉を向上する資料をしつかり握っておきたい、第三には、地方公共団体における地方行政の能率をあげるための資料を求めておきたい、こういうような目的から、各会計年度末における管理公営住宅数の調査をしておるのでございますが、建設省との数字が、この点狂いがあるという事はまことに遺憾でございます。今後建設省との連絡を密にするともに、両省ともにもますますその調査を徹底、正確を期してまいりたいと存じております。

(拍手)

〔国務大臣根本龍太郎君登壇〕
○国務大臣(根本龍太郎君) 建設省の報告戸数と自治省の報告戸数が違つておるのは、国民を欺瞞するからいかぬということでございます。報告された戸数が違つておるのは御指摘のとおりでございます。

ところで、建設省におきましては、公営住宅法の施行される前に、すでに昭和二十六年まで、公営住宅法の施行によつて公営住宅とみなすことに実はこれは制定されておりますので、その分が入つておるのでございます。ところが自治省のほうは、公営住宅法がきまつてからの数字を基本としておるのでございます。

それから、この管理の状況も、各市町村が管理しているものも相当ございまして、これらが、はつきり処分したものもあるいは処分しないものも、正確に報告してない向きがあるようでございます。こういう観点からいたしまして、今後の確なる数字を求めるために、自治省と共同でいま的確なる帳簿調べをいたしまして、廃棄処分並びに老朽となつたものをそのまま載せておるのは全部削除して、はつきりいたしたいと思つております。

第二番目の御質問は、国並びに公有地を活用して、特に住宅政策等、公共の用に留意して使えと

昭和四十三年度決算の概要についての発言に対する鳥居一雄君の質疑 昭和四十三年度決算の概要についての発言に対する吉田賢一君の質疑

いうことでございます。そのとおりでございます。今日まで建設省といいたしましては、特に都市地帯における公用地については、原則として大蔵大臣その他の官庁と連絡の上、民間に払い下げすることは停止してもらひまして、そこに高層もしくは中層の住宅をつくつて、国民の要望にこたえらるるとともに、公園あるいは児童の遊び場等、都市生活に必要なところに極力利用して、要望にこたえる措置をとつておる次第でございます。(拍手)

○議長(船田中君) 吉田賢一君。

〔吉田賢一君登壇〕

○吉田賢一君 ただいま説明のありました昭和四十三年度各決算に対し、民社党を代表しまして、以下三点につき、幾つかの提案をしながら、佐藤総理と関係閣僚の所信をたゞしたいと存じます。第一点は、政治の姿勢を正すこととあります。

国会は、申し上げるまでもなく、憲法機能の中核でございます。戦後、民主主義が政治の基本原理となりましたが、その成長は容易でありません。特に、政治において至難です。現に、国会は、権力を錯倒誤解し、ときには多数の暴力、少数の腕力さえ支配しまして、言論と公正の運営を失ひまして、また政界の官僚の力は諸国に比類を見ません。ことに、国民は権力に弱く、政府への年じゅうの陳情、予算を既得権化する官僚、こういうことを通じて見ましても、そこから行政の停滞が生じまして、綱紀は乱れ、汚職の手が伸びていきます。国会としては、まさにき然として権威を守り、行政を監督して職責を尽くし、政府またこれに承応しなければなりません。

次は、国会の運営です。この際、国政審議の高度化と効率化をはかりまして、国会法の改正はもちろん、慣例の再検討、各般の機構改革と政府の行政の活動につき的確な情報の収集、処理、なお図書館を積極的に活用するなど、新時代にふさわしい能率的な機能の整備こそ急がねばなりません。当然政府は協力すべきです。

以上、政治批判の基本課題としまして、佐藤総理の所信を伺いたしたのであります。第二点は、行政制度の改革です。その一は、内閣機能の強化。行政の統一性の保持は内閣の重要任務であるが、現制度は、国務大臣が各省行政長官を兼務しまして、重要政策の決定で、自省長官の立場にとられる傾向が強い。したがつて、しばしば閣内不統一、総理の調整機能にまつ実情であります。そこで、特に国務大臣を選任し、内閣補佐官を設けて、これに補佐せしめ、主要政策につき、各省庁の意見調整、行政の統一、一本化をなさしむることとあります。

他面、大臣の任期は、戦後、十カ月に足りません。うち、半年は国会である。これでは担当省庁の行政実態に精通することは不可能です。よつて、在任期間を長期化して、行政運営に具体的、有力な指導をなし得るようになすべきではありませんか。こうして、総理大臣の内閣統括の機能を強化することが重要で、その二は、予算財政制度の改革です。予算は政府活動の管理手段であり、その機能は経費と成果の関連で把握し、効率を高め、国会の財政監督に正確な情報を提供すべきであります。が、現状は、予算編成に客観的基準、合理的原則が整つておりません。したがつて、圧力団体によって右せられたり、執行と決算が軽視され、効率、実績の検討が行なわれません。しばしば政策の決定を誤り、予算乱費の弊害を生じております。これを決算本位の予算に改め、原価重視、効率と経済性の尊重へと、組織と機能を改めねばなりません。事業別予算制度、PPBSの導入によりまして、事業計画と業績の予定、実施の区分、政策決定の合理化などを期しまして、能率主義の原則、責任体制の明確化などを規定すべきではありませんか。大蔵省、企画庁の調査研究もなお省庁内の

限度にあるようです。可能な限り、広く予算作成にこれら新制度の導入を企画すべきではありませんまいか。この項は大蔵大臣、企画庁長官の御答弁をぜひお願いしたい。

その三は、公務員制度の改革です。行政運用は人にかゝります。公務員制度を改革して、新時代即応の体質となすことは焦眉の急務です。公務員は全体の奉仕者です。そして、重要な行政の実務者です。その地位と責任はまことに重いが、一面、非能率とその欠陥を指摘されて、たとへば臨調は広範な改革の提案をしまして、たとへば人事管理、セクシヨナリズムの打破、政治的人事介入の排除、天下り人事の規制より、さらに信賞必罰、能率化、専門化から階級制の実施、あるいはまた処遇の改善、給与、福利施設など、勤務条件を整備いたしました。言うならば生涯安んじて公務に専念し得るよう、待遇改善と向上へ、また定年制の実施を柱としたのであります。新時代は、人が科学と技術を駆使すべきときです。公務員制度の改革こそ、最大の課題の一つではないでしょうか。

その四は、閣議決定の第一・二次行政改革三年計画であります。これは、ウエイトは小さいが、しかし、行政改革への前進に間違いありません。そこで、すみやかにその完全実現を期していきたい。また、一昨年のこと、自治省は百余のアンケート質問を行なひましたが、行く先は不明です。すみやかにいづれかの結論を出すべきではないでしょうか。その他、臨調答申の実現のみで一兆円の経費節約になりました。これは国民負担の軽減あるいはまた財源配分の問題にもつながつております。総理の勇断を求めること切であります。佐藤総理の御所見はいかがですか。

なお、行管長官の答弁もあわせ求めたいのであります。第三点は、以下の重要国策が何ゆゑ実行せられ

なかつたかについてです。

一つは物価問題。

最近の物価高は、暮らしを窒息せしむるようです。天井知らずの上がる物価問題は、差し迫つた重大課題です。その安定対策は、数年来、たとえば物価懇談会、物価安定推進会議からすでに提案二十余項目にわたつておる。これが政府の総合調整力の欠如、推進力の不足で施策の実行がないところに、物価高の原因があります。物価安定は、公約よりも実行です。全国の主婦のため、また、給与がふえても物価高で帳消しになつておるサラリーマンと労働者のため、政府は、断固その安定対策を実行すべきではないでしょうか。

その二は、教育不在の問題です。

大学紛争のつめあとを見まして、最近の少年の殺人、夫殺し、首切事件など、戦慄すべき凶悪犯罪の続出の世相に、いまさらのごとく教育の重要性を思い、教育全体への反省を訴えたいのです。現状は、初等、中等教育も形骸化、空洞化への危険さがあります。これは、言うならば、長年の間の適切な文教施策の貧困によるのではないのでしょうか。この際、母の胎児から、すなわち新しい時代の胎教を起点といたしまして、教育の全体系の総反省の上に立つて、少年に未来の正しい夢と希望を与え、適切な教育環境を整備し、最善の施策をなすべきではないでしょうか。

三は、交通禍です。

いまや、交通禍は、おそろべき生存上の恐怖でさえあります。この際、いたずらに法規の末にとられず、生命と社会秩序の尊重を基調に、科学と英知と良心を用ひまして、交通禍絶滅への対策を立て、さらにまた、陸、海、空の総合的な施策へ発展せしむべきではないでしょうか。

四は、公害禍です。

社会、経済の発達、生活の複雑多様化に伴ひまして、一面、政治貧困、行政停滞とも相まって、全国民は公害の流出と惨禍におののいています。しかし、国策は公害現象をあとから追っかける現状です。すべての国民の命と安全とあわせを守りますため、すみやかにあらゆる角度から調査と対策を実施することが、政治の重大な責任でなければなりません。

五は、福祉乏しい社会の谷間の問題です。わが国の人口動態は、少死長命となりました。したがつて、老人の激増、病気の多発、寡婦、未亡人、身障者、また児童福祉の問題等、暗い谷間の生活にあえいでいる同胞への福祉の対策は、その充実、前進が強く要請せられておりますとき、特に人間疎外の風潮の社会で、高次の福祉国家を建設することは、新日本の将来への重大な指標でなければなりません。

以上述べましたこの緊急、重要な政策の実行が、日本の国力、財政力等々からいたしまして、なぜ一体できないのでしょうか。その病源は共通であります。すなわち、冒頭述べましたように、国会を中心に政治姿勢を正すこと、勇断をもって行財政の改革を断行することによって、これら重要諸問題の解決は可能となります。いな、不可欠の要件であります。

佐藤総理も、国民の国会信頼を取り戻すこと、そして平和と繁栄と進歩への大道を歩む、このため、国政の基本的原理と実情に即しまして、私、幾つかの項目の提案をいたしました。その実行に強く邁進せられてはいかうでしょうか。佐藤総理の所信を伺ひ、なお、所管事項につきましては大蔵大臣、企画庁長官の答弁をあわせていただきましたのであります。

（拍手）

「内閣総理大臣佐藤榮作君登壇」

○内閣総理大臣（佐藤榮作君） 吉田君にお答えいたします。

多岐にわたつての、また重要な問題についてのお尋ねでございますが、私も一応まとめたつもりですが、なかなかまとめたことがないので、たいへん失礼があるかと思いますが、そういうことがあ

りましたらお許しをしたいと思いますし、また、それぞれの担当大臣からお答えしたいと思います。

まず第一に、行政府、国会のあり方について、御意見をまじえてのお尋ねがございました。私も、趣旨におきましては全く同感でございます。私さきの施政方針演説の中におきまして、特に私が立法、司法、行政それぞれの立場から考えるべき点について触れたのも、全く同様の趣旨からであります。これは、ややよいことではあつたのではないかと思つて、行政の長でありながら、あえて国民の声をそれぞれの立法、司法の方々にも伝えたつもりでございます。

また、その次に、財政上の問題についていろいろお話がございましたが、予算に関する問題は、これはまとめて大蔵大臣からお答えすることにいたしました。内閣の機能、これも行政管理局長官がお答えするのが適当かと思ひますが、そうでない部分について私からお答えしてみたいと思ひます。

内閣機能の強化、これについての具体的な御提案がございました。これはもちろん、軽々しく返事のできる問題ではございませんので、今後慎重に検討してまいります。

制度問題としての内閣機能の問題もありませんが、それはともかくとして、内閣の調整機能につきましましては、いまでもいろいろ関係閣僚協議会等を通じて努力しておりますが、一そうその効果があがるように、これから一そう努力してまいります。

次に、行政改革についてのいろいろの問題を含めて、問題は、国会を中心にして、同時にまた、行政府が勇断をもつて事に当たるべきだ、という趣旨で、これは私に對するおしかりであると同時に鞭撻を受けた、かように思つて、ただいまのことばをそのまゝ受け取つておるわけでございます。一そう勇断をもつて国民の利益を増進す

るようにしたいものだ、かように思いますから、何とぞよろしく御支援のほどをお願いいたします。

次に、内政問題についていろいろお話がございました。物価、あるいは公害、あるいは教育問題等、数点についてそれぞれございましたが、そのうちでも特に教育問題については、母の胎内、いわゆる胎教から始めるべきだといふ、非常にいまの教育に欠ける点について御指摘があつたように思います。私は、生涯教育とでも申しますが、いわゆる胎教から始まつて死ぬるまでの教育の場だ、かように考えておりますので、これらの点では吉田君と同じような考え方を持つものだらうと思ひますが、しかし、具体的にいふならばどうしたらいいか、こういう点になりますと、ただいま中央教育審議会等におきまして、教育の問題に積極的に取り組んでおる最中でございます。私は、これから答申を得て、しかる上で政府の態度を決定したい、かように考えております。問題は、幾らわ

かりましても、これこそ実行、それあるのみだ、かように考えておる次第であります。

また、交通禍について、最近の災害等から考えて、陸、海、空、この三分野からいろいろお取り上げになつて、この交通禍を見通してはいかぬという御注意がございました。私はこれこそ公害の最もはなはだしいものだ、かように考えておりますし、かつて、まだいまも、今日主張しておりますいわゆる社会開発の推進こそ、これらの点についての解決の方ではないか、かように思つて、この問題も御鞭撻をいただきましただけに、積極的に取り組むつもりでございます。

その他、一般の工業発達から生ずる公害等についても、具体的な問題よりも、いまのような文明のものといふゆるかもし出される災害、そういうものこそ、われわれがこれから積極的に取り組まなければならない問題だらう、かように思ひます。

いわゆる谷間の問題、そういうふうに文明から

取り残されたものというものと取り組む必要があるだろう、かように思います。

そういう場合に、どこまでも私どもは民主主義、議会政治のもとにおいて国政の運営をはかっていく、これが基本でございますから、御指摘になったように、国会を中心にしてそれぞれの機関が勇断をもって事に当たられ、こういうお話、これもしごくもつともなことだ。私も御鞭撻を受けながら、ただいまのようなお話をありがたく拝聴した次第でございます。

なお、公務員の制度改革その他については、いづれ行管庁長官からお答えがあるだろうと思っております。

以上で私は御答弁を終わります。(拍手)

○国務大臣(福田赳夫君) お答え申し上げます。

決算をもつと適正にして、国費の効率をあげるように努力すべしという御意見は全く同感でございます。そして、それには御説のとおり、予算の編成のそもそものところからこれを適正にしていかなければならないと考へます。そのために、いま吉田さんは予算の編成の方針をもつと早目にきめられたらどうか、こういう御提案でございますが、私もそうは思います。ただ、予算を編成いたしますと、その翌年の当該年度の経済がどうなるだろうとかという問題、また財源の見通しがどういふふうになるだろうか、こういうふうなことで、さうなことを考へあわせる必要がありますので、そう早目にというわけにもまいらぬかと存じますが、御趣旨の方向で努力をいたしたいと存じます。

また、事業別予算主義をとられたらどうかというふうなお話でございますが、これはいま所管別でやっておりますのです。しかし、横の連絡は十分に事業別にとつておるわけでございますが、事業別にやるということは一つの考え方ではございますが、実際問題といたしますと、国会に御説明を申し上げるとか、そういう関係を考えてみると、な

かなかむずかしいのではあるまいかと考へますが、しかし、御趣旨のような趣旨で運営はいたしたい、かように考へます。

また、PPBS方式を大いに活用すべしというお話であります。これもさように存じます。いまその方向で努力をいたしておるのであります。が、何ぶんにもこの要員を養成するということが、相当の時間がかかりますので、これを全面的に活用するまでにはなかなかの時間がかかると思ひます。非常な部分的ではございますが、これが活用をいたしておる、こういう状況でございます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 吉田さんにお答え申し上げます。

一つには、行政改革三年計画、これをしっかりやれという御激励を兼ねてのお尋ねでございます。お尋ねの行政改革三年計画のうち、二つに分けておりますが、その第一は実施事項であります。まず、許可報告の整理を年次計画に従つて逐次進めつつあります。そのうち法律事項に關しましては、今国会において許可等の一括整理法案として御審議をお願いすべく準備をいたしておる次第であります。

次に、機構の簡素合理化につきましては、審議會等十五の整理統合について関係法案を提出しております。また、地方支分部局の整理につきましても、すでに本年度に一部分実施したところでございます。また、残余のものにつきましても、逐次実現すべく所要の措置を講ずることといたしております。

さらに、補助金につきましても、四十四年度四百十七件、金額にいたしまして百五十五億圓に引き続きまして、四十五年度は三百二十六件、金額で二百九十三億圓の合理化を予定しているところでございます。

また、共管統合行政につきましても、今国会に提出を予定しております交通安全対策基本法案におきまして、中央交通安全対策會議の設置を予定しておることも御案内のことと存じます。

次に、行政改革の検討事項につきましても、昨年八月六日に行政改革本部としての今後の推進方針を決定しまして、以後関係各省庁において鋭意協議、検討を進めておる次第でございます。

次に、いわゆる赤澤自治大臣当時の行政改革についての地方公共団体からのアンケート、この合理化に關するアンケートをどうしておるかというお尋ねもあつたかと思ひますが、このアンケートは、中身は九十一件ございまして、従来から行管といたしまして監察をいたし、その結果に基づき勧告の趣旨にもあるものでございます。また、自治省意見に對する各省庁の意見、行政監理委員會の意見などを参考としながら、関係省庁を調査中でございます。現在までのところ、すでに改善を済ませたものが六件、そのほか十九件が自治省意見の趣旨に沿つて改善できる見込みでございます。

なお、臨調答申ないしは行政監理委員會の意見等があるのではありませんが、それについても、これを尊重してしっかりやれという御趣旨の御意見とお尋ねがあつたと思ひます。答申以来今日まで、また、おりに触れての行政監理委員會の意見等も念頭に置きながら、微力ながら、歴代の長官ともども、努力し続けてまいつておるところであります。今後とも微力ながら一生懸命がんばりたいと思ひます。

なお、行政改革ないしは公務員の国民に對する全体の奉仕者としての責任を果たすべくしっかりやれという御意見もございまして、総理からもお答えがございましておりであります。それに關しましては、御案内のとおり、過ぐる通常国会でいわゆる総定員法というのを通していただきまして、これは、明治以来百年、毎年役人はふえる一方であつた。言うところのパーキンソンの法則

に大手を広げてこれを食いこめるといふ性格のものをおつくりいただきました。これを今後有効に活用しながら、いたずらに役人の数がふえないようにという考へに立つて運用してまいりたいと存じます。ことを申し添へさせていただきます。(拍手)

○国務大臣(佐藤一郎君) 吉田さんにお答えいたします。

財政の効率化あるいは政策決定の合理化、あるいはまた縦割り行政弊害の是正、こういうような観点から、PPBSという手法を予算、決算にも適用したかどうか、こういう御提言でございます。御存じのように、現在経済企画庁におきましても、経済政策の合理化、科学化、こういう見地からシステム分析手法の研究を進めております。これは特にPPBSのための基礎的条件をつくるものでございますからして、この研究開発にはできるだけ多くの力をさいておるのが現状でございます。日本はアメリカとともにPPBSの研究では最も進んでおるということになっておりますが、なおこの研究を深めまして、そして、今後各省庁あるいは自治体の予算、決算に、こうした手法が一日も早く採用されるように進めたいと思ひます。最終的にはこれは財政當局の判断によることとございまして、私たちが非常に希望しておるところでございます。御意見のこととく賛成いたします。

それから、最後に、物価の問題につきましても、毎々のこととございましてけれども、御激励をいただいたようなわけでございます。縦割り行政が、現在の事態になかなか適用するのいろいろ問題が起つておることを私は痛感いたしております。物価もその一つの大きな問題であらうと思つております。農林省は同時に食糧供給省である、あるいは通産省は同時に公害省である、こうした意識の統一、意識の変革が非常

に重要であらうと思ひます。少しづつであります
が、現在それが行なわれておると思ひますが、な
お十分であると思われません。そうした点をひ
と十分に、いわゆる先ほど御指摘のありました
総合調整、こういうことによりまして意識統一を
はかり、その上で政策の推進をはかつていく、そ
れには総合調整が大事である、全く御指摘のと
おりでございます。微力ではありますが、一生懸命や
りたいと思ひます。よろしくお願いいたします。
(拍手)

○議長(船田中君) これにて質疑は終了いたしま
した。

午後四時十九分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君
大蔵大臣 福田 赳夫君
文部大臣 坂田 道太君
農林大臣 倉石 忠雄君
通商産業大臣 宮澤 喜一君
建設大臣 根本龍太郎君
自治大臣 秋田 大助君
国務大臣 荒木萬壽夫君
国務大臣 佐藤 一郎君

出席政府委員

内閣法制次長 吉國 一郎君

○朗読を省略した議長の報告

(意見書受領)

一、去る五日、人事院總裁佐藤達夫君から、国家公務員法第二十三条の規定に基づく国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関

する法律の制定についての意見を受領した。

(政府委員承認)

一、去る五日、船田議長は、佐藤内閣総理大臣申し出の、次の者を第六十三回国会政府委員に任命することを承認した。

外務大臣官房会計課長 柳谷 謙介
大蔵省銀行局長 近藤 道生

(政府委員任命)

一、去る五日、佐藤内閣総理大臣から船田議長あて、五日議長において承認した柳谷謙介外一名を同日第六十三回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員退任)

一、昨九日、佐藤内閣総理大臣から船田議長あて、去る三日付をもつて人事官佐藤正典は任期満了により退職し、また六日付をもつて公正取引委員会事務局局長柿沼幸一郎は公正取引委員会委員に任命されたので政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

(理事補欠選任)

一、去る六日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

外務委員会
理事 大久保直彦君(理事正木良明君去る六日委員辞任につきその補欠)
文教委員会
理事 正木 良明君(理事有島重武君去る六日委員辞任につきその補欠)
商工委員会
理事 岡本 富夫君(理事榊上新一君去る六日委員辞任につきその補欠)

一、昨九日、議院運営委員長において、次のとおり理事の補欠を指名した。

理事 麻生 良方君(理事鈴木一君昨九日理事辞任につきその補欠)
(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

木原 実君

補欠

米田 東吾君

地方行政委員

辞任

岡崎 英城君

補欠

兵輔君

矢野 絢也君

桑名 義治君

岡崎 英城君

法務委員

辞任

大野 潔君

補欠

矢野 絢也君

外務委員

辞任

山口 敏夫君

補欠

岡崎 英城君

岡崎 敏夫君

文教委員

辞任

小沢 一郎君

補欠

江崎 真澄君

小沢 一郎君

江崎 真澄君

江崎 真澄君

江崎 真澄君

江崎 真澄君

江崎 真澄君

江崎 真澄君

江崎 真澄君

江崎 真澄君

江崎 真澄君

江崎 真澄君

江崎 真澄君

江崎 真澄君

江崎 真澄君

辞任

江崎 真澄君

相沢 武彦君

河村 勝君

土橋 一吉君

小沢 一郎君

安宅 常彦君

赤松 勇君

川崎 寛治君

横山 利秋君

新井 彬之君

鶴岡 洋君

決算委員

辞任

田中 武夫君

補欠

赤松 勇君

議院運営委員

辞任

和田 春生君

補欠

麻生 良方君

河村 勝君

一、去る六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

米田 東吾君

補欠

木原 実君

法務委員

辞任

林 孝矩君

補欠

相沢 武彦君

林 孝矩君

外務委員

辞任

加藤 清二君

補欠

中谷 鉄也君

多田 時子君

加藤 清二君

大蔵委員

補欠

小沢 一郎君

鶴岡 洋君

吉田 之久君

不破 哲三君

江崎 真澄君

北山 愛郎君

山口 鶴男君

小林 進君

久保 三郎君

坂井 弘一君

相沢 武彦君

中山 利生君

山下 徳夫君

奥田 敬和君

奥田 敬和君

奥田 敬和君

奥田 敬和君

奥田 敬和君

奥田 敬和君

奥田 敬和君

奥田 敬和君

奥田 敬和君

奥田 敬和君

奥田 敬和君

奥田 敬和君

奥田 敬和君

奥田 敬和君

奥田 敬和君

奥田 敬和君

奥田 敬和君

奥田 敬和君

奥田 敬和君

奥田 敬和君

奥田 敬和君

奥田 敬和君

奥田 敬和君

奥田 敬和君

奥田 敬和君

奥田 敬和君

奥田 敬和君

奥田 敬和君

奥田 敬和君

一四八

[illegible]

件(条約第五号)(予) 外務委員会 付託

(議案付託)

一、去る五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

公共用水域の水質の保全に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号)

産業公害対策特別委員会 付託

沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法案(内閣提出第五十四号)

沖縄及び北方問題に関する特別委員会 付託

一、昨九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五八号)

地方財政法及び公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第六三三号)

清酒製造業の安定に関する特別措置法案(内閣提出第六五号)

昭和四十二年、昭和四十三年及び昭和四十四年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)

昭和三十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)

昭和三十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)

昭和三十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)

昭和三十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)

昭和三十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)

昭和三十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)

昭和三十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)

昭和三十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)

一、去る五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
国税通則法の一部を改正する法律案

衆議院会議録第七号中正誤

ベシ 段 行 誤

二七 四 末七 申立て 正

昭和四十五年三月十日 衆議院会議録第八号 朗読を省略した議長報告

昭和四十五年三月十日 衆議院會議録第八号

一五〇

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 四十円
(配達料共)

發行所

東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二一(大代)